

又、意下解釈する場合、
 従来委員会として我が組合の要求を試験にかけ、混成に陥らぬことを期し、其の仕度
 以て多数従業員の要求するものト非らず、程々救済する分子の筆跡ありと推し
 之を拒否するべからず、要するに合議は従来委員会として合議の思ふまま
 下請らぬ、我が組合の要求を止むべし、此の如きは、巧く逃避せ
 んとす。評計するは明白なる事実である。
 茲に於て吾々は吾々の利益の擁護の立、この前より此の会社の態度と従来委員会
 の動向と徹重ト監視し、これに於ては、其の責任を如何にせよ、其の仕度と
 其の責任を如何にせよ、其の仕度と至るも、此の仕度は、合議の自分から拒くものにして
 通し、二日業務絶対多計、仰来業務下撤案、
 二、各線別走行料手当て制定、
 三、ダイヤノ改正計画ニハ既約ニ基キ従業員代表ノ参加ヲ実行シ、
 四、最近貸借ヲ確立シ、母天徹と期せ、!!

京浜電鉄バス従業員組合

法團 協調會名古屋出張所

名發情第七一號

昭和十一年八月十二日

名古屋出張所長 大澤 進 策

協調會常務理事

河 原 田 稔 吉 殿

伊勢電氣鐵道株式會社従業員等職ノ件報告

協調會 11. 8.

協調會 8.